

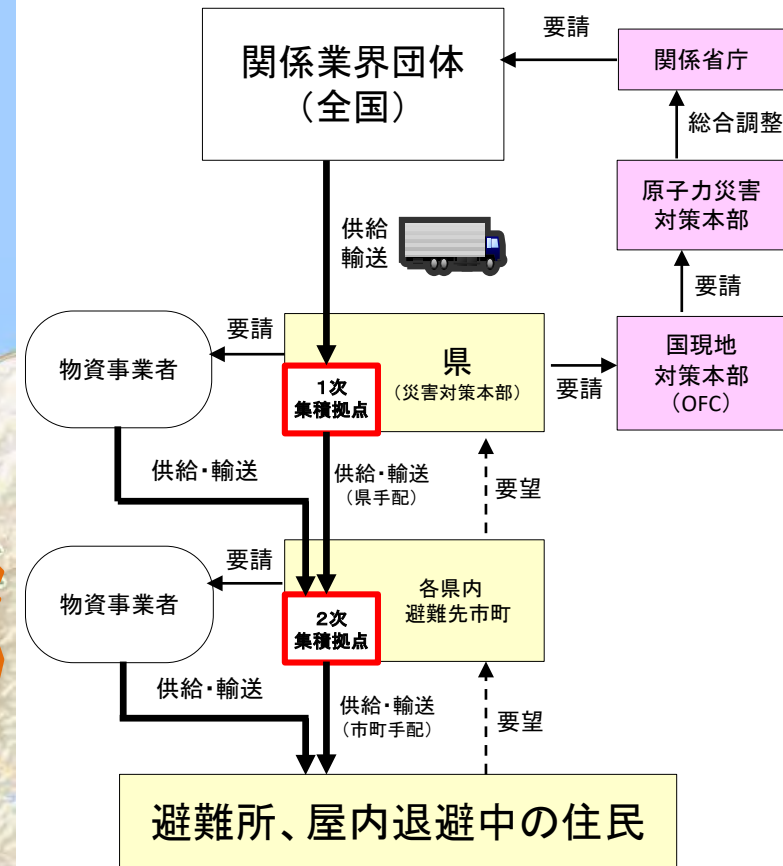
物資供給体制の整備（拠点の設定）

- 物資供給の迅速性を高めるため、大型物流倉庫、空港施設、港湾施設に、各種物資を集積・中継する物資集積拠点を設定。民間事業者の協力を得て、必要な食料、物資、資機材等を避難所等に配送。
- 市町内又は県内での調達を基本とし、不足する場合には国に要請し、広域調達・輸送を行う。

物資集積拠点候補地



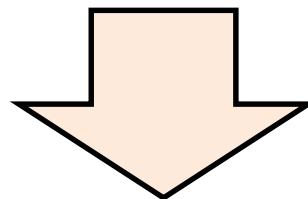
【物資供給の流れ】



- ・物流拠点から原子力災害対策重点区域内に物資を輸送する事業者は、被ばくする可能性がある。
- ・バス事業者と同様、原子力防災及び放射線防護に関して理解を得て、将来的には協定締結を目指す必要がある。

原子力災害時の除雪

- ・近年、北陸地方において大雪による積雪が観測され、除雪体制の重要性が高まっている。
- ・石川県、富山県とも平素から除雪計画が定められ、一定の積雪量により除雪がなされる体制が確立されている。



- ・輸送業者と同様、原子力災害対策重点区域内における除雪活動について道路事業者の理解を得る。
- ・EALに応じて避難経路の優先した除雪を要する可能性があることから、必要に応じた応援体制についても検討

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路(金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線)について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

<福井県における情報連絡本部(例)>



府政原防第 6 3 6 号

令和 3 年 6 月 2 5 日

関係道府県防災主管部長 殿

関係道府県原子力防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（企画・国際担当）

参事官（地域防災担当）

（公印省略）

原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について

平素より防災対策及び原子力防災対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 0 号）等による改正後の災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号。以下「法」という。）の適正な運用に当たり、原子力災害に係る個別避難計画の作成に係る留意点を下記の通り示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知の作成に当たっては、内閣府（防災担当）及び消防庁にも確認をしております。また、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 原子力災害に係る個別避難計画の作成等について

- 改正後の災害対策基本法においては、個別避難計画の作成の努力義務化等に係る規定が新設されたところであるが、当該規定は原子力災害についても適用され、法においても必要な読替え規定が整備されたところ。
- このため、原子力災害対策指針に定める原子力災害対策重点区域をその区域内に含むなど、原子力災害への対応が必要と考える市町村は、避難行動要支援者名簿を作成している者につき、水害や津波・地震等に加え、原子力災害も想定した個別避難計画を作成等すべきである。当該市町村において原子力災害を想定した個別避難計画の作成等を行うに当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 2 5 年 8 月（令和 3 年 5 月改正）内閣府（防災担当））を参照するとともに、本通知に基づき対応すること。
- 各市町村においては、原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、優先度や段取り、

様式に記載すべき事項等を検討した上で、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に取り組むこと。なお、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められるが、個人情報の取り扱い等に留意しつつ、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えられる。

（特記事項への原子力災害に係る追記事項例）

- ・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
- ・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否（PAZ に限る。）
- ・避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）
- ・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）
- ・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記載。）

2. 個別避難計画の作成等に当たっての一般防災部局及び原子力防災部局の連携について
原子力災害と一般災害に係る個別避難計画等の取組を連携させることが、当該取組の推進を加速する場合には、以下に示す各事項に留意して連携を図ることが望ましい。

- 個別避難計画の作成に当たっては、原子力災害対応に特化したデータ収集等に必要な経費（調査費等）については原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の活用も可能であるが、作業や経費が重複することのないよう、一般防災部局及び原子力防災部局において十分に連携すること。
- 連携方策として、具体的には、
 - ・各市町村内に「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」が設置される場合に、一般防災部局のみならず原子力防災部局も参画する等、関係部局間における密接な情報共有・検討体制を整備すること
 - ・原子力災害と一般災害に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する情報の取得や、避難行動要支援者及び避難支援等実施者からの同意取得等の作業を両部局において一体的に行うこと等の取組みが考えられる。

以上

（問合せ先）

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付

参事官（企画・国際担当）付 佐藤、岡口

Tel：03-3581-4230

参事官（地域防災担当）付 小林、桂

Tel：03-3581-3463